

厚生文教常任委員会

平成29年9月12日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年9月12日（火） 午前10時28分 開会
午後4時08分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子
副委員長 内野悦子
委員 山本英樹
〃 増田順弘
〃 吉村優子
〃 西川弥三郎
〃 白石栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 西井 覚

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 松山善之
教育長 杉澤茂二
総務部長 安川 誠
市民生活部長 松村昇道
市民生活部理事兼
クリーンセンター所長 木村喜哉
市民窓口課長 吉川正人
環境課長 吉村泰祐
〃 補佐 竹内和代
保健福祉部長 巽 重人
社会福祉課長 東 錦也
〃 補佐 田中美菜
子育て福祉課長 松浦幸恵
〃 補佐 新澤健嗣
〃 補佐 白澤良枝
長寿福祉課長兼

いきいきセンター所長	森 井 敏 英
長寿福祉課長補佐	鬼 頭 卓 子
〃 補佐	堀 川 雅 樹
いきいきセンター課長補佐	上 田 みゆき
こども・若者サポートセンター所長	松 山 神 恵
教育部長	和 田 正 彦
教育総務課長	吉 井 忠
〃 補佐	吉 田 和 裕

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	高 松 和 弘
〃	山 岡 晋
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第62号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第65号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第66号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第63号 工事請負契約の締結について（剪定枝等破砕堆肥化施設整備工事）

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- 新クリーンセンター建設にかかる諸事業について

開 会 午前10時28分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。けさほど6時過ぎから大雨に見舞われまして、気象警報が発令されました。各地域におかれましては、いろいろと大字区長様初め、関係者の方にはいろんな対応をしていただきました。消防自動車が走ったりしておりまして、あたりは少し騒然とした状況にはなっておりましたが、早朝より理事者、市長初め、関係各位の皆様には大変いろんな面でお気遣いをいただきまして、ありがとうございます。まだ警報が解除になっておりませんが、本厚生文教常任委員会、1時間おくれで始まることになりましたこと、お許しいただきたいと思っております。

それでは今回、この平成29年度9月議会に当たりまして、厚生文教常任委員会に付託されました各議案につきまして、皆様、慎重に議論をいただきますよう、よろしく願いいたします。

一般の傍聴の取扱いについてをお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

川村委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、先ほど申し上げました気象警報に伴いまして、本日、大雨洪水警報による被害状況について、理事者より先に報告事項があるとのことでございますのでご説明を願います。

安川総務部長。

安川総務部長 おはようございます。総務部の安川でございます。

冒頭の貴重な時間をおかりしまして、今回の大雨の情報につきましてご説明を申し上げます。

まず、警報、気象状況についてでございます。本日、7時8分に洪水警報が発表されています。その8分後の7時16分、この時点で大雨警報に切りかわっております、両方出ているわけでございます。これをもちまして、本市の初動マニュアルに伴いまして、災害対策本部の前の事前配備という状況をとらせていただいております関係所管、部課長等に連絡をとったところでございます。

続きまして、雨量の関係についてでございます。本日、消防署の方に確認いたしますと、5時10分から降り始め、あくまで総雨量なんですけど、総雨量でいきますと85.5ミリメートル。ただ観測地点が違いますので、気象庁の関係の雨量計を見ますと、9時35分現在ですが総雨

量が90ミリメートルと若干のちょっと位置的な問題があるかとは思いますが、ただ1時間、一番多いのが7時台で57.5ミリメートルという数字が発表されております。

続きまして、葛城市内におきます状況についてご報告をいたします。まず、宿直の方から、あるいは切りかわって生活安全課で電話対応しておったわけですが、市内の14カ大字からおのおの電話いただいております。主に、いつときの大雨でございましたので床下に浸水する可能性があるとか、ちょっと水がつかってきているとか、そういった情報が多かったです、その中でもまずは、東洋アルミの方で浸水のおそれがある、あるいは今現在、対応もしておりますが、尺土の近鉄の軌道敷地下道です。こちらの方も水をつきまして、消防団の1、4、5、6分団が対応しています。なお、消防団につきましては2、3分団もほかのエリアで巡回をされたということでございます。

それと、農林商工分、特に當麻方面でございまして、地元にありますため池、河川、農地等に今のところ、異常なしということで、農地等につきましては所有者の方から、また追って電話連絡があるかもしれないということでございます。それと、寺口の方でイノシシ柵が土砂によってちょっと倒れかけているという、それも今、対応しているということでございます。それと、道の駅についてでございますが、位置的にバックヤード付近ということで、その消防署との間の通路というふうに聞いておるんですが、一部土砂流入がございまして、現在、工事発注しております業者、関鉄の方でその対応をしていただいているということです。

上下水道部につきましては、特に異常なしということでの報告をいただいております。

ほとんどが今、外部、外を見ていただきましたらわかりますように、雨が一旦、小康状態になっておりますので、水もかなり引いてきているというふうに伺っておりますのでございます。それと一部、連絡いただきました社会福祉課の方でございまして、いきいきセンターのPATCHワークキルト教室、これ11名の会員さんがおられるということでございますが、こちらは本日の教室を中止したということです。それともう一つ、ウェルネス新庄で行われておりますはつらつ教室、これ25名ほどの登録があるということなんですが、そちらにつきましても本日、急遽中止という連絡対応をされたということをお伺いしております。

あと人的被害につきましては、今のところ、全く出ておりません。以上が今回の大雨に対する状況報告ということでよろしくお願い申し上げます。失礼します。

川村委員長 それでは、学校対応につきまして、杉澤教育長、お願いいたします。

杉澤教育長 学校の対応についてご報告させていただきます。7時前に當麻小学校の校長より當麻地区の方の雨が大変厳しいんだけど、どういうふうな対応をしたらいいかというような連絡が入ってまいりました。といいますのは、学校で常備用意しておりますマニュアルの方は7時時点で警報が出ていたときは休校にするということだったんですけども、その6時50分現在では警報も出ていないという状況で、私の方で校長に指示いたしましたのは各校区によって状況が違うので、各学校で判断をしてもらって結構だというような連絡をさせていただきました。

そういうふうな連絡をしている途中、先ほどご報告ありましたけれども7時8分、7時16

分にこの警報が出たということで、要は我々が持っている現在のマニュアルでは、私の判断なんですけれども、対応しきれないということで、7時の時点で出ていたら保護者の方も休みというふうに考えていただくんですけれども、それを過ぎてしまったということで、しばらくは様子を見て、また追って連絡をするというような方法をとろうと思ったんですけれども、これは大変申しわけないことなんですけれども、我々の方のミスでその追って連絡をしますというようなことが放送抜けてしまいました。だから、1時間待てというようなことは伝わったんですけれども、それがもう一遍連絡するぞということが伝わらなかったということ、1点。それから、もう1点、これも本当に先ほど部下を集めて厳しく指導をしていたんですけれども、放送の方が當麻地区は入って、新庄地区は入らなかったんです。だから、放送の方を大変ばたばたしていて連絡が不行き届きになったと。この2点については、本当に大きな反省点だと思います。ただし、先ほど申しましたように各校長の判断で、自宅待機等の判断につきましては、今現在、利用しておりますプリームールというのがあるんですけれども、それで各校で連絡を回しておりました。そうこうしているうちに7時半に當麻地区だけになります。放送が入り、そして8時現在で、これはもう警報も出て、しばらく回復の見込みもなし、周りの水の状況も悪いということで休校という判断をいたしまして、メール送信と放送をさせていただいたということでございます。

終わった後、各校に連絡をとりましたところ、新庄中学で6名、白鳳で12名、新庄小学校で3名、それから新庄北小学校で4名、磐城小学校で1名、當麻小学校で2名の者が登校をしたんですけれども、それにつきましては状況を見て、学校で教師等が送り届けたという報告を受けております。また、学校のそれぞれの被害ですけれども、被害については現在は報告を受けておりません。

以上でございます。

川村委員長 ただいま報告を願いましたが、何かご質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第62号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

ただいま、議第62号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、市長の提案説明にもありましたように、本年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正されたことに伴い、マイナンバー制度の導入に係る法令等の整備を目的として本条例の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、介護保険法第202条に規定される質問検査権の対象者が第2号被保険者の配偶者及び第2号被保険者の属する世帯の世帯

主等にまで拡大されたことに伴い、条例においても法に基づく対象者の拡大を図るものでございます。なお、施行日は公布日でございます。

資料の方で新旧対照表を見ていただいたらわかりやすいかなと思いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。改正内容としましては第15条、左の方が旧、右の方が新になっておりますが、第1号被保険者、2カ所ございますが、この部分を右の新の方では被保険者ということに改正させていただいております。被保険者というのは、第1号被保険者だけじゃなくて、第2号被保険者も含まれるという解釈でございます。それと、附則の方でこの条例は公布の日から施行するという事になっております。

以上でございます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま異部長から議第62号の葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、説明がありました。

若干お伺いしておきたいと思います。ご説明の中でもありましたし、市長の説明でもありましたけれども、本改正によって40歳から64歳の2号被保険者の方々、特別の事情がない限り、介護サービスを受けられない方々でありますけれども、このような方々が本改正によって職員等による質問等ができるということになり、ここにも書いてあるように答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料に処すると、こういうことになるわけありますけれども、どのような必要性から第2号被保険者までこの質問権等の拡大を行われたのか、ご説明を聞いておきたい、このように思います。

川村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの白石委員のご質問にお答えさせていただきます。まず、なぜこの2号被保険者を加えたのかというご質問なんですけど、先ほど部長の方からもご説明させていただきましたマイナンバー制度の導入が挙げられます。まず、マイナンバー制度を利用して中間サーバーにアクセスすることで、2号被保険者の配偶者やその他世帯員に調査を実施する必要性が生じた場合には、地方自治法上の守秘義務の趣旨に鑑み、法に規定された質問調査権に応じない場合の担保措置としての罰則等の規定がされない場合、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報の照会することができないと解される。このことで今回の介護保険法の第202条第1項が改正されております。改正されたことによって、私ども、あわせて市の条例の方も改正させていただくという手順となっております。

以上です。

川村委員長 白石委員。

白石委員 介護保険の事業の推進上において、へつらすのかどうかというのは疑問があるわけありますけれども、マイナンバー制度が導入され、施行されているというふうな状況の中で、こういうその必要性が生じてきたという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第65号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第65号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。お手元の補正予算書、まず1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,901万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,086万7,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料738万円の追加でございます。次に、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、7節賃金58万3,000円の追加でございます。同じく5目老人福祉費、8節報償費など1,018万8,000円の追加でございます。同じく7目いきいきセンター管理運営費、11節需用費など54万4,000円の追加でございます。次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金利子及び割引料112万6,000円の追加でございます。同じく2目児童措置費、23節償還金利子及び割引料1,343万6,000円の追加でございます。同じく4目児童館費、13節委託料1,360万円の追加でございます。

次に、11ページをお願いいたします。8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費75万円の追加でございます。次に、3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費90万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただいて5ページをお願いいた

します。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金96万3,000円の減額でございます。次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金200万円の追加でございます。同じく2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金91万6,000円の追加でございます。同じく6目教育費国庫補助金、5節児童福祉費補助金262万2,000円の追加でございます。ページめくっていただきまして、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金48万2,000円の減額でございます。次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金29万6,000円の追加でございます。次に、19款諸収入、3項雑入、4目雑入、2節雑入192万4,000円の追加でございます。

以上が当委員会の所管に係るものでございます。ご審議の方、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

川村委員長 ただいま説明願ひました、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、ちょっと質問に入らせていただきます。8ページの2款総務費の戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム変更委託料、この内容をお示しいただきたいと思ひます。それと9ページ、児童福祉費の児童館費、これの測量設計等委託料、これの場所と内容、お答えいただきたいと思ひます。

吉川課長。

吉川市民窓口課長 市民窓口課、吉川でございます。

ただいまご質問ありました住民基本台帳システム変更委託料についてご説明をさせていただきます。国において、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実を図ることを目的に、今回、マイナンバーカードや住民票等に旧氏、いわゆる旧姓を記載できるようにするなどの住民基本台帳システム等の改修を全国の全ての市区町村が行うよう、9月補正による予算措置を求められたところでございます。この趣旨に沿って、システム改修を行うべく今回の補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

川村委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課、松浦でございます。よろしくお願ひいたします。

今、吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。磐城学童保育所設計業務委託料についてでございますが、磐城小学校区学童保育は磐城幼稚園空き教室で実施しております。昨年度、磐城幼稚園木造校舎を建替えることになったため、旧當麻給食センター跡地を活用し、学童保育所を建築するに当たり、設計業務委託料として1,360万円を計上させていただくものです。磐城学童保育所を建築するに当たり、平成28年度に実施した基本設計をもとに、磐城児童館敷地に含まれる磐城児童館進入路及び旧給食センターの敷地を一体的に利用することも考慮し、有効活用ができるよう造成設計業務、開発協議に関する費用も含めての設計

業務委託料でございます。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、基本台帳の方のシステム変更。国から全自治体でということですがけれども、国やから理由もあるんですけど、旧姓を記載するメリットというのか、便宜上なのか、何かの手続のとき便利になるためにこれをするのか、その内容をちょっと、なぜ旧姓を、この旧氏を記載することになったのかというのを、わかる範囲で結構ですけど。

それと、児童館。ということは、前の當麻給食センター跡に、前に持ってくるということですね。そうですね。そしたら、児童館はもうなくなる。児童館として建てて、そこを従来どおり学童保育に使うということですね。

川村委員長 異部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。

ただいまのご質問でございますが、磐城の方の学童保育所は幼稚園内にある学童保育所と、それから磐城校区児童館と、そこでも一部やっているんですけども、2カ所の施設がございます。磐城校区児童館の方はそのまま残した形で給食センターを取り壊して、児童館敷地というのが進入道路接道してないものですので、進入道路からずっと変わった土地の形、形状で児童館の敷地まで入っておるんですけども、その辺を一体的に考えて、どういう形で建てるのが一番効率いいんか、基本設計をもとにその辺を今度、実施設計させていただくという形でございますので、あくまで磐城校区児童館というのは、そのまま残した形で耐震もいけますんで、そういう形で利用させていただいた中で運営をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 吉川課長。

吉川市民窓口課長 市民窓口課、吉川でございます。

ただいまの質問でございますけども、現在、政府の方針といたしまして、1億総活躍社会をつくるためのその中核として、女性一人一人が、みずからの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要であるというふうに捉えられておりまして、現在、婚姻等で姓が変わってしまったということで、社会活動上、旧姓を使っておられる方もおりますけども、夫婦別姓という議論もされている中ではございますけども、まだそこまで進まないという中で、住民票やマイナンバーカードにおいて旧姓も併記するというので、その一助になるということで、そういう取り組みをされているというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 基本台帳の方は国の方針ですし、旧姓が、多分便利になるんだろうというふうには思いますがすけれどもわかりました。

それと、児童館の方、前から當麻給食センターの跡地の利用ということは言われていましたし、幼稚園の建替えにおいても、できるところから有効に使おうということだというふう

に考えます。しっかりと設計していただいて、いいものにしていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 今、吉村委員もお聞きになりましたけれども、歳出の中の3款民生費、これ児童館、これ学童も含めたこの設計料として1,360万円、これ計上されているんですけども、この児童館を継続するというのは、それはもちろん子どもたちのために学童のこととか考えればそうなんですけども、建設、敷地としては多分、分かれるんやろうと思うけれども、併設してる磐城附属幼稚園、この部分を市長は今、自分の考えがいろいろとあるから、総合的に考えてやると、こういうふうなことやけれども、それは今、児童館が給食センターの跡へ建てて、間、ここに木造の古いのがあって、それで幼稚園がある。その全体をどういうふうにするかというその計画、附属幼稚園の建替えを、市長は平屋でやるということやから、その場所もそこでやるのか。使いながらやるのか、もしくは仮校舎を建てて、また、そこへやるのか、そういうふうなこの児童館だけをぽんと、こういうふうには計画できるものではないと思うんで、全体の構想がちゃんとあるのかどうか。今は、これ児童館で出てますよ。そやけども、一体的な考え方をして、そして、そのことに臨んでいくんか。今、ぽんぽんぽんぽんとこれ児童館をやって、今でも幼稚園そのものは検査済証もない違法な状態で建ってるわけです。その解消も含め、どういうふうな形で使うのか、どういうふうな利用をするのか、その辺がちゃんとできて、この児童館というものの位置づけがあるのか、これちょっとお答えいただきたい。

川村委員長 異部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。

ただいまのご質問でございます。磐城幼稚園の方が、耐震が基準を満たしてないということで、まず、その建替えということが当初にあったと思います。その磐城幼稚園の中の教室の一部、それが磐城の学童保育所の場所として利用させていただいておると。幼稚園建替えに当たりまして、もし、潰してしまえば当然、磐城の学童保育所というのが利用できなくなるということになりますので、まず、その学童保育所を給食センター跡地であったり、また児童館、現在の敷地であったり、この中で一番都合のいい場所に建てると。そしたら、学童保育所の子どもたちに迷惑かけずにそのまま利用して、児童館も利用して、学童保育所もできると。

そうならば今度、それが完成した後に、幼稚園、これを建替えていくということで、順序立てて考えますと、幼稚園の教室を利用させていただいている磐城の学童保育所をまず移転させるというか、新しく建てて、そこで機能を有するような形にする。そして、それが完成してから幼稚園の方を建替えていくというような手順でございます。

ですので、まず、その必要なのが学童保育所を移転させるということがまず一番で、それが完成して、そっちが充足されたら、今度は幼稚園を建てると。その敷地でございますが、今、考えておるのが児童館敷地と、それから給食センターの敷地、このエリアの中で児童館

は生かしたまま学童保育所をそのまま給食センターの跡地であったり、その中に建てていくというような形でございますので、幼稚園は幼稚園の教育財産のその敷地の中での最終的に建替えになろうかなというふうに考えます。

以上でございます。

川村委員長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

今、答弁でもございましたように、磐城小学校附属幼稚園の建替えの件でございますが、学童の建築ということが先になりましたが、当然、磐城小学校、この敷地全体を見まして、これから建築の方を計画されていくということになろうかということで考えております。既に、学童の建築に当たりましては、教育部局とも調整をいたしまして協議は入っております。今度とも随時、そういった協議の方をお互いに情報交換しながら設計の方を進めていけたらというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 いや、全体計画を示すということでは、最終的な。それをお尋ねしてるのと、それで、今現在、違法な状態をそのときにどう解消していくんか。今、違法な状態で使用されてるわけですか。検査済証おいてない。それをどういうふうに解消されていくんか、全体を示すということでは、よろしいな。幼稚園の建替えまで含めた全体のあそこの利用の仕方を示すと、ですからこの児童館はここやねんと。今、言うたように児童館建てて、今、使っている学童の部分ができ上がったら、そっちへ移して、それで、いや、それから建替えますと、いろいろ建替えますと。その全体計画をちゃんと示してくれると、そういうことで今、いや、全然違うところへ幼稚園持っていくというのやったら別やけれども、あの敷地の中でいろいろ考えるというのやったら全体計画を示してくれると、これでよろしいのやな、平屋で。

川村委員長 今の全体計画を示していただけるのかという答弁。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいまの西川委員のご質問でございますが、まずは磐城小学校の敷地自体が前面の道路から、高低差もございますというところから、実は順番に計画をしておるところでございます。委員、お述べいただいているのは多分、それも含めた全体を今のタイミングで全て調整をして、示すべきだというご意見を言っていたらと思っておりますけれども、それに対しましては、まずは学校給食センターの跡地を平地にした中で、そこをどうしていくかということをお互いに、順番に西側の方から学校の敷地の地形も踏まえた有効活用、それから、その後のできるだけ自由度の高い活用ができるようにということも踏まえた、まずは学童保育の部分の建設の実施計画について、まずは第一弾として計上させていただいたという状況でございます。その後の内容につきましては保健福祉部と、それから教育委員会の方で連携をして、中ではいろいろと、まずは市役所内部、教育委員会内部でそれぞれ連携をして、まだ検討、計画のすり合わせをしているところでございまして、その部分につきましては、全

体の絵を今の時点でお示しをできるというところまでは、そのためのその全体の設計でありますとか計画でありますとか、そういったものに具体的に委託の形で着手をするという段階までは至っておらないのが状況でございます。

以上です。

川村委員長 詳細については至ってないという答弁。だから、ご意見。

西川弥三郎委員 いや、全体計画があつて、わかりますよ、福祉と学校教育との幼稚園との作業としては。それは連携とってもらわないかんのは当たり前のこと、あの敷地を利用して、きちっと完成までのことを考えていると。別に附属幼稚園の敷地はちょっと違うところへ行くというのではなしに、あそこで考えているというのであれば、全体を計画しておくのが、それから、かかってくるのが普通と違いますかと。福祉の部分と教育の部分とは違うけれども、そやけれども今、副市長、言うとおりの、連携をとって全体の計画があつて、今、ここからかかるといふことをお示しいただけるんですか。市長は、いろいろおっしゃったから。平屋でやらんとあかんと。そしたら、どういうふうな形を使いながらやるのか。それやったら、この敷地をどう利用すんのか。そんな計画をちゃんとやって、それで、この児童館はこの位置のここへ持ってくと、それが普通と違いますかと。それをお示しいただきたいと、別にその詳細設計までいうんじゃなしに、全体の計画をお示しいただきたいと、それをお願いしてるのであつて。ちょっと委員長、それだけをちゃんと、もう言いつ放しやから。

川村委員長 じゃあ、答弁していただきます。

阿古市長。

阿古市長 いち早く子どもたちに安全な環境をとということでちょっと先んじ、学童保育の部分を先行させていただきます。委員がご心配になっている建物は、多分大きくは2つあるんやろうと思います。リズム室と学童保育でも使っております。それと、実は青組さんの使っている建物でもございますので、その青組さんの部分につきましては別の考え方が必要なのかなという思いがしております。

それと委員、ご心配の1つは多分、旧町の段階で3歳児保育のときに拡張した教室がございます。その部分の建築に関してのご意見やと思います。そのご意見も踏まえまして、できるだけ早い時期に、急いでやりたいと思っておりますので、計画そのものは学童保育の建築と絡めまして、できるだけ早い時期にお示しをさせていただきたいと。先んじなくてはいけない部分、それを待って全体計画の中でと、待つのはちょっと時間的にかかりますので、それに先んじて、まずそれをやりながら並行して全体計画を、またお示しさせていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

川村委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、議第65号の平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）について、質疑をさせていただきます。事項別明細書の8ページであります。関連質問になりますけれども、2款の総務費の1目戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム変更委託料738万円について、

内容については吉村委員の方からお伺いをさせていただいておりますので、この財源の問題とか金額の問題についてお伺いをしておきたいと思います。

ご説明の中で、国による政府方針、1億総活躍の中で、女性の活躍を大いに進めていこうということでの1つの取り組みで行われているということでもあります。まさに国がそういうその1億総活躍社会をつくっていこうという方針に基づいて、住民基本台帳あるいはマイナンバーにいろいろ、それらを反映していこうと、こういう方針であります。しかし、この費用が738万円かかるということです。そのうち、国がどれだけ出してくれているかということと200万円なんですね。いろいろやっていただいて、その電子化、システム化をさせていただいて、そら行政は国は非常に便利になるけれども、市民の皆さんにとっては全く本当に便利にもメリットもないわけです。しかし、この738万円のうち538万円は、これは市の負担ということになるわけで、まず、こういうケースで、後に介護保険システム改良委託料というものもありますけれども、この負担基準、割合、こういうものはどういう基準に基づいて予算化をされているのか、国はどのような考えを持っておられるのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

それから、同じく8ページの3款民生費、5目老人福祉費の講師謝礼等1,018万8,000円が計上をされております。介護保険システム改修委託料を除いて、これはそれぞれ関連ある事業のものなのか、どういう事業を進めようという形で計上されているのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、9ページの同じく民生費の5目の老人福祉費の13節委託料、介護保険システム改修委託料236万4,000円が計上されております。これはもう大体、もう毎年ぐらい介護保険法等関係法令が改正されて出てきているわけでありましてけれども、これも、これまで私の認識では大体50%程度の国の補助があったのではないかというふうに思いますけれども、このたびは、これは入の方を見てもと91万6,000円ですかね。これは私は、このままではないというふうに思うわけでありまして、今後、どのような国の補助があるのか、その辺の見通しも含めて住民基本台帳システム変更とあわせてお伺いをしておきたい、このように思います。

川村委員長 市民窓口課、吉川課長。

吉川市民窓口課長 市民窓口課の吉川でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございます。まず、変更委託料の738万円の積算の方でございますけれども、それにつきましては、基幹システム共同化の7団体共同で行うものでございまして、現在のシステムベンダーでございますNECより、見積もりを提出いただいた内容に基づいて計上しているものでございますが、しかしながら、現在、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISでございますけれども、そちらの方から、この変更に伴う詳細な仕様書が示されておらないという状況の上での見積もりでございまして、実際に実施するに当たっては若干増減があるというふうに考えているところでございます。

それから財源の方でございますけれども、この補正予算の編成時点でございますけれども、この時点では、国から補助金、どれぐらい各市町村に対して交付できるかという情報がござい

ませんで、国の予算の範囲内で交付するという内容でございまして、国の予算が平成28年度の2次補正で70億2,000万円、平成29年度当初予算で2,000万円の予算を確保しているという情報だけでございまして、県に問い合わせたところ、人口割で一応計上しといてもらったらということで70億4,000万円を人口割で算出して200万円の計上としているところでございまして、この交付要綱につきましては国が10分の10を補助するという内容になっておりまして、その後、この予算が確定しました後に通知がございまして、国の方から人口規模に応じた、そして、システムの変更の類型に応じた補助金の上限額が示されまして、本市においては427万円の上限ですよという通知がございました。今年度のシステム改修については、その上限の範囲内で改修をしてくださいという通知もございまして、この予算、今現在、出は738万円、それから入は200万円という計上になっておりますけれども、現状は427万円の範囲で今年度は執行させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

まず、講師の謝礼の件ですが、8ページと9ページにまたぎまして報償費、旅費、需用費、役務費、これ全て合わせますと29万6,000円となっております。この分は、歳入の方で6ページ、14款県支出金、県補助金に載っております生活支援体制整備事業促進補助金という形で10分の10の補助を受けて行うものです。内容になりますが、生活体制整備事業促進補助金につきましては社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネーターを配置して葛城市の生活支援体制整備を進めておりますが、現在、行っている事業を強化するために平成29年度の奈良県地域包括ケア推進関係補助金事業のうち、生活支援体制整備事業促進補助金を利用しましてこの補助を受けて実施するものであります。

それともう一つ、介護保険システム236万4,000円についてでございます。その中でも、50%の補助がないのかというご質問だったかと思われませんが、このことにつきましては、今現在は国の基準は2分の1の補助ということでなっております。ただ、まだ内示、内々示が未着でありまして、現在、私どもでわかる範囲、国の予算額に対して市町村数で割り戻した額を計上いたしましたところ、結果、91万6,000円という数値が出ましたので、今現在はこの数値で予算計上させていただいた次第でございます。

以上です。

川村委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長の方から詳細にご説明をいただきました。まず、住民基本台帳システム変更委託料738万円であります。吉川課長も明言されたように、国の交付要綱は10分の10なんです。それが、これ200万円ですから27%なんです。しかも、その後、国はみずからの政策、この実行によって支出がどんどんふえてくる中で、課長がご説明のように、それぞれ人口別、あるいは類型に応じて、それぞれの市町村の最大限の補助のない金額まで、まだ示してきているんです。うちで427万円、これ以上はもう出しませんよという話なんです。交付要綱に10分の10で、これ私はもう当然だと、国の施策で、それこそ住民基本台帳システムをつくり、

マイナンバー制度をつくりとやってきているわけです。これは当然のこととして国は、これはもう国会においても国が責任持ってやりますと言うてたものが、今日になってはもうまさにがたがたにもう崩れちゃって、地方自治体の負担がどんどんふえてきているということは、これは市民の皆さんの負担がやっぱりふえてきているということなんです。これは、私はもうここでどうのこうの言ったって、幾ら課長が頑張っていていただいてもふえないわけでありましてけれども、しかし、ぜひ阿古市長には、地方六団体力を合わせて、やはりちゃんとしたこの約束を守っていただけるように、地方自治体の負担をできるだけ小さくしていただけるように頑張っていていただきたいと思います。

介護保険システム改修についても同じです。これ毎回、毎年ぐらい出ますから、私、毎回これ言わないかんみたいな話になるわけです。これ実際に、もうこれまで平成12年ですか、制度ができて、この間、どんどんと改正される中でシステム改修が行われてきた。大体どのぐらいの負担になってきてんのかなと思うと、これざっとめのですけども市の負担で1,500万円ぐらいになってんのと違うんかいなというふうに思うわけでありまして。50%が基準であるというふうに思っていたわけですが、全く負担のないときもあれば、やっぱり50%を超えるたって51.7%ぐらいです。そういう実績、合併前の資料がちょっとないのでわかりませんでしたけども、合併後、平成17年からのデータを見てみますと国庫補助、決算ベースですけども平成17年で国の負担は17.5%、平成18年は50%、こういう状況になっててね。本当に今回の場合、課長は、とりあえずは市町村数等において割り出したものが91万6,000円だということでありましてけれども、まだ国の方が、内示もないのかな、そういうふうな状況なんです。これでは、やはり困ったものだ。これも阿古市長、ぜひ国に対して強く働きかけをいただきたい、このように思います。

それから、老人福祉費の講師謝礼、普通旅費、消耗品等の内容をご説明いただきました。生活支援体制をやっぱり整備をしていくと、そのためのコーディネーター等を育成、養成していくということで、必要なことだろうというふうに思うわけでありましてけれども、これは県費100%なんかな、そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。後ほどまた、市長の方からも答弁申し上げるかもしれませんが、まずは、そのシステム改修に係る予算編成並びに執行の問題についてご質問いただいたことについて、ご答弁申し上げたいと思います。

今回の2つのシステムについては、それぞれ、1つがマイナンバーの方は、制度上は10分の10、それから介護保険の方は、2分の1が国庫で負担いただけるという基本的なその制度のもとで、今回、補正予算の見積もりをどうするかということについて予算編成段階で、実は大変議論をしたところでございます。最終的にはその歳入については、もちろん予算編成のときの予算案の組み方は、実は今回、二通り考えられまして、あくまで国の制度どおり10分の10、あるいは2分の1の歳入をとりあえずは予算計上段階では見込んでおくという方法もあったわけではございますが、過去の国のその交付の状況等を見ながら、後に追加をして、決算段階で一般財源が所要になるということであれば、それはその後の財政運営に影響を与

えるのではないかということで、最終的には今、両課長がご説明いたしましたように、人口割なり、そういったものを参考に、国の予算の総額から葛城市への交付の推計をいたしまして、それぞれ今回、ごらんとおりの計上をしたところでございます。

一方、予算編成におけます歳出の方なんです、こちらにつきましてはNR7というふうには総称しておりますが、要はその近隣自治体で連携をして、これ一応奈良モデルの一環としても位置づけをしていただいている中で取り組んでおりますけども、共同調達を図っておりますので、これはこのNR7に参加していらっしゃらない県内の自治体よりは多分安価に調達はされているはずではございますが、それでも、なおかつ、今、委員からご質問いただいたように、いわゆるその超過負担が既に生じておるという状況になっておりまして、引き続き、歳入の見積もりにつきましては、どちらの数字を計上するか、実績を用いた今回の推計という形でやっていくべきだと思いますが、歳入の見積もりとあわせまして、歳出の方につきましても引き続き、削減の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 もう事務方としては、もう当然の意見なんです。そういう処理でさせていただいたということはご理解いただきたいと思います。委員ご指摘のとおり、やはりシステム改修する部分につきましては、国の方で負担していただくということは、私は前提やと思います。それは委員おっしゃるとおり、全国市長会等がございまして、また、その席でも申し上げたいなと思います。

それと、歳出の方なんです共同化しておりまして、その中での、私はよく言うんですけど7分の1になりますか、必ずしも7分の1にはならないんですけども、やはりシステム改修等のその事業に対して、本当に低単価でやれているのかという検証を常々、原課の方には申し上げております。その中で、当然その契約している業者と7市町で交渉するようにということを強く申し上げているところでございます。やはり最大限に広域化したそのメリットを生かすべく、これから、また近い時期に更新の時期もありますので、それも含めまして、メーカーに対しましてお願いといいますか指導をしているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 副市長並びに市長の方からご答弁なり、ご所見をいただきました。予算の編成なり歳出の見積もり等、中身についてもご説明をいただいたわけでありまして。国は最終的には言われたように、予算の範囲内という形が、これは最も可能性の高いところで、行き着くところ、10分の10、あるいは2分の1、そのものが形骸化をしてきているということであろうと思います。やはり、そういう中で共同化はもちろんのこと、便利になったはいいいですけども費用がかかって、これは財政負担が大変な状況になっては、これはもう何をやってるかわからないわけでありまして、やはり、ちゃんとした検証をいただいて、更なる経費節減に取り組んでいただきたい、このように思うわけでありまして。ありがとうございました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

山本委員 議第65号、平成29年度葛城市一般会計の補正予算（第3号）について質問させていただきます。先ほど吉村委員及び西川委員が2項児童福祉費の中の4目児童館費の中の委託料のところを質問したんですけど、私もこの部分、ちょっとなかなかイメージしにくいので改めてもう一度質問させていただきますけど、ここの分は磐城幼稚園の建替え工事見直しによる全体的なもの、建物の一体化を見直して、市長は2,052万円を無駄にしても、それ以上の費用対効果を求めるものをつくりたいという答弁をされておりましたが、今回、私、この補正予算、とても楽しみにしてました。どのようなプランが出てくるのかなと思って、また、どのような連携があつて無駄にした以上の費用対効果が望めるのかなと思って楽しみにしてはしてたんですけど、先ほどの答弁の中からは全体的な部分がなかなかイメージがつかない。実際には児童館を建てるというのも、もともと児童館を建てる計画はあったと思うんですけど、そのイメージしかつかないんです。あと、そこに幼稚園、その後で幼稚園は建て直したらいいと。これで本当にそういうふうな前回の設計を流しても、こんな費用対効果出るのかなと。仮に全体的なイメージがありましたら、私はここに建物の配置図、児童館はここにやりたい、また、幼稚園はここにやりたい、給食センターはここに潰してこうなるんだよというようなものがちょっと1枚あってもいいんじゃないのかなと思うんですけど、これ出てこないというのは、もともと全体的に考えてなくて、児童館だけを出しているようにしか思えないんです。ちょっとその辺のところ、もう少し詳しく全体的なイメージがつかみやすいような説明をお願いしたい、これ1点だけです。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 審議の内容がちょっと変わってきてると思いますけども、この担当の所管の委員会としては、やはり福祉の部分やと思います。ただ先ほど委員、ご質問ありましたので答弁は実は軽くはさせていただいたんですけども、やはり期間的な問題があります。委員ご指摘の建物の、今おっしゃっていただいた検査済み等の問題等もあったり、リズム室の青組の使用の問題もあったり、さまざまございます。

ただ、この児童館の建替えに当たりましては、全体利用の中でその保護者の皆さん方の駐車場利用の部分も加味しております。必ずしも、子どもたちのその教室等だけではなく、全体としてそういう利用も考えた中で計画しておる次第でございます。その西側の給食センターの跡地並びに児童館、リズム室等のエリアと、また幼稚園エリアとは別の問題になりますけども、まず西の方を建築している中で、東側のエリアとして幼稚園の建替えを進めていきたい。最大限でやっていきたいという思いです。

委員がご指摘のことは、実はもう一般質問で何回もお答えしているんですけども、私が申し上げたのは、その2,000万円をどうのこうのというんじゃなくて、もう建物としてやはり葛城市にそぐったゆったりとした幼稚園の建設を目指したい。大阪とか大都会ではございませんので、当然、建替えに当たりまして運動場等、園児等が遊ぶスペースを確保したい。その建替え期間に当然、その幼稚園に在園されている皆さんがおられます、子どもさんもおられます。その子どもさんが建替えに当たって、もうかなりの部分、幼稚園のその生活の中

でそういう状況に迫られるということも回避したいという中での計画ですので、私は2,000万円、おっしゃっていましたが、それは無駄にしませんよという思いでございます。

これ同じこと何回も聞かれますと、同じこと何回も言うのもだんだん苦痛になってきますけども、ここの委員会とはまた別の問題として、今、返事といいますか答弁はさせていただきました。あくまで所管は保健の方がここの所管の委員会やと理解しております。

以上でございます。

川村委員長 よろしいでしょうか。今、市長の方がこの福祉の部門の観点から外れるというような答弁がございましたけれども、この所管で審議できない内容というふうに捉えさせていただくような発言を私は受けたんです。

阿古市長。

阿古市長 質問内容がこの所管からはみ出し過ぎてないですかということを申し上げたんです。

川村委員長 これは測量設計委託料の全体構想という議論は先ほどからあったというふうに私は思っておりますが、今の市長の答弁でしたら、ここで審議できないというふうに私は思ったんですが、私は審議できると思っているんですが、今の山本委員の答弁にちょっと言い過ぎなような感じは受けるんですけど、もう一回、市長の答弁求めます。

阿古市長 この所管は、今、言ってる厚生文教常任委員会でございますので、その範囲内でお答えさせていただいたということでございます。あと、事務的なところで説明はちょっと副市長の方からさせていただきます。

以上でございます。

川村委員長 副市長、この所管で審議できないというふうに、今、私たちは受けているんですけどよろしいですか。

阿古市長。

阿古市長 こちらに計上しております金額は、学童保育にかかわる設計委託料でございまして、幼稚園の設計委託料ではございませんということを申し上げたのでございます。

以上でございます。

川村委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時44分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの山本委員の質疑に対しての答弁から始めます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほどの山本委員のご質問でございますが、まずは、学童保育の設計費の委託料とあわせて、幼稚園も含め、全体の考え方についてどうなっているかということで関連のご質問をいただいたというふうに理解をしております。本来であれば図面もお示しできたらよかったんですが、申しわけございませんが図面のご用意が本日、できておりませんので、恐縮でございますが口頭で、できるだけイメージをしていただきやすいように心がけて、ちょっと

これからのご説明をしたいと存じます。

まずは、この該当の場所でございますが、磐城小学校並びに磐城小学校附属幼稚園、それから磐城学童保育所、それから旧の當麻給食センターでございます。これは一体のものとして縦長の長方形でほぼ南北の長方形の敷地の中にこれらの施設が入っております。もともとその長方形の左上、方角で申し上げますと北西になりますが、この角に、一角に旧の當麻町の給食センターがございました。そこからほぼ東に向いて給食センターの隣、東側に児童館、その東側に木造の建物でございますが、そのうちの中の一部は児童館の保育室、それから東側の方は幼稚園の保育室並びにリズム室として使っております木造の建物がございます。その東側に現行の磐城小学校附属幼稚園のそれぞれの建物群が配置をされておるという状況になっております。

今回、まずは既に用途を廃止して老朽化もしておりましたこの一連の北側に建っております一連の建物の一番左端の学校給食センターをまず解体いたします。これを解体いたしました後に、先ほど申し上げました木造の、これは学童保育の建物と、それから幼稚園のリズム室、保育室等に使っております建物ですが、この木造の建物が一番耐震上、構造耐力が弱いということで、これの代替を速やかにすべきであろうということで、この学校給食センターを解体しました跡地に、まずは学童保育の建物を建てよう。しかも、この建物に関しては、できるだけその後の全体の改修計画の支障にならないように、できるだけ端といいますか敷地が広いからといって、そのど真ん中にどんと建てるのではなくて、できるだけ屋外の駐車場等も台数を確保しながら、今後の全体計画の支障にならないように南側の西側の方に寄せる形で建てようということで、これ地形、だいぶ傾斜もございますので、それに対しての実施設計の委託料、これを今回の補正予算で計上をまず第一段としてさせていただいたところでございます。

したがって、これが完成と並行しまして、次の構想といたしまして先ほどご紹介をした木造の現行の学童保育の保育室並びに幼稚園の保育室、リズム室のこの建物の改築、それからその東側に位置をしております幼稚園の改築計画に移ってまいりますわけでございますが、こちらにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、行政内部では保健福祉部と教育委員会、それぞれで協議も進めながら、あるいは、これは教育委員会の内部の作業として、外部委託をせずに内部の作業として、いわゆるそのポンチ絵としては、いろんな改築のイメージを描きながら検討しておるところでございます。そういった意味での内部検討段階の図面は何種類も存在をしておるわけではございますが、これについては、まずは急ぐ部分を実施をしながら、あわせて並行して幼稚園部分についても考えていくということで、確定的にもうこうしますということをお示しをさせていただけるまで、検討の熟度が上がっておりませんので、これは並行しながら引き続き早急に検討し、また、それぞれ時期を見て、そのための予算等について、また、ご審議をいただきたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 山本委員。

山本委員 口頭ですけど何となくイメージはつきました。それでは、この学童保育なんですけど、これは平屋ですか、2階建てですか。

川村委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

一応、今の基本設計の中では2階建てということで考えております。

以上でございます。

川村委員長 山本委員。

山本委員 2階建てですか。幼稚園も、たしか2階建てで階段が上がるときに、非常に児童にとって危ないとかいうようなことを聞いてたんですけど、何でまた今度、2階建てになったのかなというちょっと疑問が1つあるんですけど、もちろん子どもたちには小さい子もいらっしゃいますので、その辺も、エレベーターか何かついているんですか。よろしくお願いします。

川村委員長 これ言いつ放しなんですけれども、答弁認めますので。

巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ただいまのご質問でございますが、あくまで学童保育所の対象児童というのは小学生が対象ですので、それより小さいお子様はいらっしゃらないという解釈で、小学校も何階建てという形になっておりますので、それと同じような考え方で2階建てという形で対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 児童館の規模、どれだけの規模を想定しているのか。それと、これ設計委託料、1,360万円ということは工事費、これ最大3億円ぐらいかけるのか、これようわからんけども。これの建設費、これつかんでいるはずやな、こんなん。これわからんけど、これ補助金、だいぶ出るんか。単費でやるのか。これ補助金が出るのか。それと規模、学童のそれをどれだけの面積で、それで今、2階建て、鉄骨か何かの2階建てやろうけれども、どういうふうなことを計画されて、その建設費等々をつかんでいるはずやから、その補助金等々をもう申請をして何か出るのか、単費か、ちょっとそこら、ちょっとようわからんけど。

川村委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ちょっと一部だけ回答させていただきます。まず、規模的なお話でございますが、今、基本設計で出てきた分につきましては、約9メートル掛ける25メートル程度の2階建ての建物でございます。460平方メートルぐらいの建屋規模を考えております。それで、人数的に子どもさんを受け入れるということで、児童の受け入れ規模としては160人程度の受け入れが可能な建屋ということで考えております。

以上でございます。

川村委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。よろしくお願いいたします。

補助金のことなんですけれども、子ども・子育て支援整備交付金というのがございまして、これはまだ平成29年の基準額なんですけれども2,571万3,000円を基準額といたしまして、国庫3分の1、県費3分の1の補助金がございます。学童を建築するに当たりまして、補助金の申請は来年度、平成30年度になっております。

以上です。

川村委員長 建設費。どなたが答弁をしていただけますか。

新澤補佐。

新澤子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の新澤です。平成28年度の基本設計時点の今、うちの異部長の方から言いました建築物の面積に対する建築工事費といたしましては、1億6,841万5,200円という設計費用が出ているんですけれども、その後、計画の見直しなり規模の拡大がありまして、これにプラス開発に伴っての事業に対する費用等が上乗せになってくるものと思っております。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 1億6,800万円に何が上乗せ。

川村委員長 開発費用。

西川弥三郎委員 そのうちの2,900万円ほどが、申請、これからやるのか、平成30年度で平成29年度の分を。それで、3,000万円弱は補助金か。違うのか。それだけ。料率決まっているのか。

川村委員長 もう一度、松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦です。

基準額といたしましては2,571万3,000円が基準額となっております。その国が3分の1、県が3分の1でございます。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。

西川弥三郎委員 それで、3分の1。そのうちの3分の2が補助で出るということやな。

松浦子育て福祉課長 はい。

西川弥三郎委員 県と国とで。そうか。1億6,800万円いうけど、ほぼ予算やから、こんなんわからんけれども、一応予算としては、それにプラス開発費を含めたら1億8,000万円そこそこで予算としては見ようかということですか。それで、上積みされた。そういうことで、そのうちの3分の2ということは、ちょっとようわからんけど2,000万円そこそこが補助金で賄えるやろうと、こういうことでよろしいのやな。もうそれで結構です。

川村委員長 よろしいでしょうか。ほかに、それでは質疑、ありませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 3点、お尋ねをいたします。

まず、9ページでございます。民生費、社会福祉費の7目いきいきセンター管理運営費、

この中の需用費53万9,000円、この内容についてお尋ねします。それから11ページ、教育費、2項の小学校費の学校管理費、11節の需用費、修繕料75万円、同じく中学校の修繕費、この内容についてお尋ねをいたします。

川村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

いきいきセンターの修繕費につきましてご質問いただきました。この修繕費、当初予算は179万9,000円ございまして、今現在、執行が170万1,500円となっております。これ原因としまして、突発的修繕がこの4月より老朽化に伴って発生しております。今後、発生する部分等を計算しましたところ、53万9,000円、今現在では見とかなければいけないと考えまして計上させていただいております。よろしく申し上げます。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの小学校管理費の修繕費について、まず説明させていただきます。そちらの方につきましては、當麻小学校職員トイレにつきましての修繕費でございます。年度当初から當麻小学校の職員トイレにつきましては汚水配管に詰まりがございまして、当初修理をさせていただきましたが、再度、また詰まりが発生いたしまして調査いたしますと、下水道本管までの配管部分にも詰まりがあるということでございまして、そちらの方に75万円が必要になってまいりました。当初予算といたしましては150万円をいただいておりますが、そのほかの軽易な修理も多数ございまして今回、75万円の不足が生じたので今回の補正予算を要求させていただいている次第でございます。

次に、中学校費の修繕料につきまして説明させていただきます。そちらにつきましては、白鳳中学校におきまして、高架水槽の配管漏水や白鳳中学校のプール給水管の漏水、また、防火扉の修繕等、突発的で多額な費用の修繕が発生いたしまして、6月補正におきましても追加補正をいただきましたが、その後、また新庄中学校のプール給水の配管の漏水などが発生いたしました。しかしながら、これに加えまして白鳳中学校の多目的トイレの排水管の詰まりの改修が必要となり、こちらの方で約90万円の予算の不足が生じております。今回の補正予算の要求につきましては、その90万円の改修費につきましての要求となります。

以上です。よろしくお願ひします。

川村委員長 増田委員。

増田委員 いきいきセンター、今、ご説明にあったように非常に老朽化していると。私の記憶ではいきいきセンターといえば老朽化しているという言葉が頭に浮かんでくるほど、再三にわたって突発的な修繕が毎年やられていると。私、この修繕といいますか、修繕をしていただく業者には大変失礼なんですけど、継ぎはぎだらけの修繕よりも根本的な改修とかも視野に入れて取り組まないと、後追い後追いになっているような気がするんです、特にいきいきセンターについては、いろんなファシリティマネジメントの中でもいろいろと評価はされていると思うんですけども、もうこの辺で抜本的改修なり、あそこをどういうふうに関後、進めるんだという判断も必要な時期になってきている施設かなというふうに思いますので、その辺の

ご所見を賜りたい。

それから、小学校は職員トイレの詰まりやと、それから中学校は、プール、それから多目的トイレと。以前から内野副委員長もいろいろとご指摘もされてましたし、私も先日、小学校の元教員されていた方でおばあちゃんですか、お孫さんのことについて非常にご相談いただいて、これはえらいこっちゃなと思ったんですけども、小学校の方が、トイレが、家にあるトイレと若干環境が違うので、学校でできないと急いで帰ってくると、こういうふうなことも議員からの質問にもあったし、私も直接聞かせてもらいましたし、これも計画的にやっぱりバランスのよい洋式、一定の量の確保というものをさせていただけるような方向でご検討いただけないかと。このトイレの詰まりを修理するという配管掃除をがっど掘ってするついでにとか、そういうこと、これも老朽化による詰まりかなというふうには思うんですけど、そういうこともそういう機会にご検討いただけたらなというふうには思うんですけども、ご所見、これもお聞きをさせていただきたい。

川村委員長 いきいきセンターに関しては、そのFMの中での評価というのもあわせてのご答弁でよろしいですね。

森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

いきいきセンターにつきましては、大規模改修ということにつきましては、今現在、高圧受電の部分につきましては完了しております。それ以外の部分につきましては、まだ完了してありません。それと、耐震診断につきましてもまだ終わってありませんで、まず、そのことを踏まえた上で、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのトイレの関係の件でございますが、小・中学校のトイレの洋式化につきましては、これまでの大規模改造工事に伴いまして逐次進めてきてまいったところではございますが、洋便器化というところにおきましてはまだまだ進んでいない部分もございますので、和式から洋式への移行につきましては補助金の獲得等を考えながらも、逐次進めていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

川村委員長 増田委員。

増田委員 先ほど森井課長、ご答弁いただいたんですけど、私、ほとんど日本語を理解できていないんですよ。私はもっとシンプルな回答をもらいたかったなというのが実感でございます。できたら、市長のいきいきセンターに対する今後のあり方についてお聞きすればよかったんですけど。要するに修復、修復、修復、修復という連続をもうええかげんに、もう目に見えたタイル1枚ずつ毎年交換しているような、20年たったらもう全部さらのタイルにかわっていたみたいな、そういう修理のような後追いの修繕というのは、ある一定の見切りといいますか、覚悟をしていただく必要の時期かなということでお聞きしたんです。

それから小学校は、1回、ちょっと私、提案なんですけども、こんなことをアンケートしたら非常に問題あるかどうかはわかりませんが、実態調査というか、これだけいろんな方が洋式トイレ、和式トイレについての発言もされているので聞いてあげてくださいよ。保護者の方も含めて実態調査をしてもらって、必要性をもう少し強く認識を持っていただくと、その次のステップ、踏んでいただきやすいのかなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

川村委員長 では、市長に答弁を求めます。

阿古市長 もうシンプルにとおっしゃってるんで、いきいきセンターについては今、現状で、まだ耐震診断をしていない現状でございます。やはり子どもたちに関する部分からということで後回しになってきていると思われまして。ただ、昭和56年の建築でございますので、もう各備品、設備等が老朽化しているというのは事実でございます。ですから、一定の割合で修繕費を計上した中で、過去においてずっと対応させていただいてる次第でございますが、委員ご指摘のとおり、どうい、いきいきセンターの考え方に立って、どうあるべきかというのは当然FMの段階で考えていかないといけない。非常に修繕費がコスト高になってきているという実情は、ほかの施設でもございます。そういうようなことも総合的に考えていかないといけないと感じている次第でございます。

トイレの洋式化につきましては、さきの一般質問等でもございまして答弁させていただいております。一定のその調査は完了しております。どの施設にどれだけの和式トイレがあって洋式トイレがあってということは、もう調べて数字の上では確認しておりますので、たしか、その当時の一般質問にもお答えさせていただきましたように、計画を持った中で随時、洋式化していくという考え方に沿って進めてまいっております。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 関連で教育現場の環境ということで、今年から小学校、クーラー、つきまして快適な授業というふうに思いますけれども、現場で聞きますと寒いという話が出てるんです。それが小学生だけじゃなくて中学生も何か羽織るものを持っていったらという話、聞くんですけども、設定温度とか、その使用に当たっての決め事というのはどのようになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまのご質問なんですけども、設定温度、それと使用期間につきましては、各学校に使用指針というのを配付させていただきましてその中で示しております。そちらにおきましても一応基準ということになっておりまして、各教室には温度計の方も設置させていただきますので、そちらの方で、先生の体感というのでもございますが、寒いときは切っていただくとかという形で対応していただけたらと思います。

それと、基準なんですけども、夏におきましては6月中旬から9月中旬を基本といたしまして、

温度設定につきましては28度としております。それと、冬につきましては12月から3月の下旬を基本といたしまして、設定温度は18度としております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 座ってる場所とか位置にもよるとは思うんですけども、各教室に任せてるということですね、実態としては。ということですね。先生の体感ということで。子どもたち、生徒、児童さんたちの様子もよく聞いていただいて、本当に寒いという、ほんと快適でしょと言うと、いいえ、寒いんですばかり、ねきからばつときてるからという話が出てますので、その辺、ちょっと先生方にも統一していただきたいなというふうに思います。

川村委員長 関連として、もうこのぐらいの程度にしておきたいと思います。

ほかに質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時13分

再 開 午後1時30分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第66号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。

それでは議第66号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,194万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,444万8,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ3,042万8,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金で1,150万2,000円の追加でございます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料で2,044万6,000円の追加でございます。

戻っていただきまして6ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目地域支援事業支援交付金、2節過年度分32万4,000円の追加でございます。8款繰越金、1項1目1節繰越金3,162万4,000円の追加でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費、13節委託料で752万8,000円の追加でございます。

戻っていただきまして8ページをお願いいたします。介護サービス勘定の歳入についてご説明申し上げます。2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金752万8,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き、質疑を行わせていただきます。

平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

まず、事項別明細書の7ページ、歳出であります。4款基金積立金、1目の介護給付費準備基金積立金が1,150万2,000円計上をされております。このことによって介護給付費準備積立金の現在高はどの程度になるのか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、その下段であります5款の諸支出金の2目償還金2,044万6,000円が計上されております。この償還金の内訳についてお伺いをいたします。

それから3つ目です。介護サービス勘定の方をお伺いしてまいりたいと思います。歳出の9ページ、2款のサービス事業費、1目介護予防支援事業費でありますけれども、このサービス計画作成委託料752万8,000円が増額されております。ご承知のように当初予算では678万2,000円でありました。1,431万円ということになります。2倍余りになるわけでありますけれども、どのような理由によるものかということと、これに関連して、この同じところなんですけど、あと1つ、いいですかね。その財源の内訳なんですけれども、一般財源として752万8,000円がとりあえず計上をされているわけでありまして、この取扱いについては、以降どのように処置されていくのか、お伺いしておきたいと思います。よろしく願いします。

川村委員長 長寿福祉課、森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。まず、葛城市の準備基金の残高でございます。1,150万1,257円を加えた残高ですが4,583万6,916円となっております。ただ、ここには本年度、平成29年度の利子3,203円が含まれております。

次に、償還金の内訳でございます。償還金の内訳としまして国庫返還金732万5,985円。国庫返還金の内訳としましては、保険給付費分が307万3,598円と地域支援事業費分が425万2,387円、これが国庫返還金になります。また、県費の返還金です。447万1,886円で、内訳としましては保険給付費分が234万5,692円、地域支援事業費分が212万6,194円となっております。また、支払基金につきましては保険給付費分が867万440円となっております、合計としまして補正額2,044万6,000円でございます。また、サービス事業勘定におきます752万8,000円の補正の理由です。サービス計画作成委託料は当初予算にて678万2,000円計上しております、今回、補正額は752万8,000円と合わせて1,431万円とするものであります。地域包括支援センターの4業務のうちの介護予防ケアマネジメントを行う事業所としての事業に相当する業務でありまして、当初は平成29年度から始まる総合事業分をできるだけ直営事業にて対応することで委託料は減額して計上しておりました。しかしながら、地域包括支援センターのマンパワー不足を解消する意味でも、昨年同様に本年度も委託して、本年度の伸び率分を加えた額を補正するものであります。

それと、一般財源の分になります。当然、この直営分でやりますと、賃金の額が本来でしたら減額する必要がございます。減額して委託分をふやして、一般会計の繰入額はここまで膨らまないのではないかという議論がございますが、今現在の賃金はそのまま残させていただいて、マンパワーを増強する意味でも募集の方は継続してさせていただく予定でおります。ご理解の方をお願いしたいと思います。

川村委員長 白石委員。

白石委員 課長の方から詳細にご説明をいただきました。介護給付費準備基金積立金の現在高が4,583万6,000円余りに積み上げられてきているということでもあります。この間、大変厳しい財政運営で準備基金が枯渇するのではないかとということで心配をしてきたわけではありますが、給付費等の伸びが一定抑制されて、この1,150万円余りの積み立てが新たにできるということになったのは歓迎できることでもあります。

それから、サービス勘定のサービス事業費、介護予防支援事業費については、当初は予防マネジメント事業そのものを直営でできればやりたいということでありましたけれども、これを従来型に戻すということなのか、ではないのか、そこをちょっとお聞きをしておきたいと思っておりますけれども、委託にかえてやっていくという形で752万8,000円という形で増額をされたのかなというふうに思っておりますけれども、その点だけもう一度確認をしておきたい、このように思います。

川村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 まず、基金残高ですが、先ほど1,150万1,257円、残高4,583万6,916円と申し上げました。ただ本年度、平成29年度の当初予算から計上しております。本年度は取り崩す予定しておりますので、1,892万7,000円を本年度、取り崩す予定でお

ります。したがって、本年度、最終には2,690万9,916円という額になる予定であります。これが平成29年度当初予算分を差し引いた本年度、第6期最終となります基金残高でございます。

それから、もう1件のケアプランの従来型と先ほど、今現在、みなしで行っております、従来と全く同じようにケアプランの方は作成しております。当初よりその数をできるだけ直営にということで移行させていく予定で動こうということで、当初予算を組んだという形になっておりますが、現在、残念ながらそのような形がとれませんが、昨年と同じような形で委託をしていっている形になりますので、今回の補正予算の方をお願いしているところでございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 改めて課長の方からご説明をいただきました。基金については平成29年度の執行において1,890万円余りが執行されるということで、第6期事業計画の最終年度としては2,690万円余りが残ってくると。これが正確な数字ということですね。それなりに好ましいことであるというふうに評価をしておきたい、このように思います。

サービス計画作成委託料についても、期越えでの方針を従来どおりの委託をしていくということであったということであります。了解しました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号、工事請負契約の締結について（剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第63号、工事請負契約の締結につきまして提案理由を申し上げます。本件につきましては、剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事の請負契約の締結についてでございます。本工事につきましては、ごみの減量化を図るために農業残渣と剪定枝を利用する堆肥施設を新庄クリーンセンターの跡地に建設しようとするものでございます。工事の

発注につきましては、本年8月10日に総合評価落札方式一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、株式会社森本組が落札しましたので、契約金額3億3,296万4,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

内容をご説明申し上げます。敷地面積約6,000平方メートルでございます。建築物といたしましては、管理棟及び工場棟で鉄骨造1階建て、建築面積671.7平方メートルでございます。処理能力といたしましては、日量、農業残渣2トン、剪定枝1トンの合計3トンで処理を行います。処理設備といたしましては、一次破砕機、二次破砕機、密閉式発酵機、脱臭装置を備えております。処理過程といたしまして、剪定枝を一次破砕、さらに細かく二次破砕、農業残渣とともに縦型の密閉式発酵機に投入し、攪拌いたしまして約2週間で堆肥化するものでございます。できた堆肥は地元農家はもとより、市内の農家にご利用していただきたいと考えております。現在、クリーンセンターで焼却処理しております農業残渣と剪定枝を堆肥化することにより、約6%のごみの減量化が図れます。また、農業残渣から出た堆肥を農地で利用することにより、地域での循環型農業を確立いたしたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 この工事のきょうまで進めていただいた経緯、まず、お尋ねをしたいというふうに思います。

川村委員長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 松村でございます。よろしく申し上げます。

この堆肥化施設につきましては、新クリーンセンターを建築するに当たりまして、笹堂の住民の方々と新庄クリーンセンターを廃止したその後のことをどのようにしていくか、跡地をどのようにするかということで、平成22年ぐらいから当時の区長さん初め、笹堂区民の方と協議した内容でございます。

平成23年2月18日には区長からの要望としまして、跡地利用はリサイクルプラザやおひさま堆肥、ねぎの堆肥化施設等の検討を依頼されたことでございます。それから後につきましては、リサイクル施設のどういうものがあるのかということで樫原市、桜井市等の視察などを行いながら、平成23年中ごろからは野菜研究会の方々、それと笹堂役員さん含めまして堆肥化の施設の協議を行いました。そのときには、バイオマス堆肥化施設をつくるに当たり、花園を併設した施設を希望されたりということで進んできたわけでございます。

平成27年には笹堂の視察ということで、このくらいからは、もう堆肥化施設という形でコンポストの視察に行かれまして、うちの方が視察を計画しました。それで、平成28年1月29日には堆肥化施設の大字からの要望、それと、堆肥化施設、できるまでの野菜残渣の処分方法について、いろいろと協議を進めてきたところでございます。それから後にも、堆肥化施設の説明ということで、村での役員会の方には、ある程度の配置図、図面等も出しながら、平成28年8月、12月ともにそういうお話、協議を進めてまいりました。

平成29年に入りまして、視察ということで岐阜県、三重県の方に堆肥化施設の方を見学に参加しましたが、これにつきましては、なかなかうちが使うコンポストと同じ形態のものがないという形で少し密閉型の発酵機を見学をできずに違った形の見学会となってしまいました。

5月16日には堆肥化施設の内容ということで大字の説明会をさせていただきました。大字の説明会のことにつきましては、隣組単位で回覧板を回されて、いついつ説明会がありますという内容でございましたけれども、残念ながら20名弱の出席者だけでの説明会となってしまいました。このときには堆肥化施設の設計図面、パース図、あとは密閉型の発酵機をどのようにして利用していくかという内容まで突っ込んだ説明をいたしております。

7月28日には大字からの要望という形で堆肥化施設の設置要望に関しては、においがしないこと、あとは、もし操業当時に何かあったときには緊急で停止願えることという、あとはそういう協力費的なことを要望されたわけでございます。この段階では、やはり、まだまだにおいのことを懸念されてるなということがありましたので、急遽でございますけれども、8月20日、21日という形で笛堂の役員、市役所の職員ともども、埼玉県、東京都の方に、2カ所でございますけれども、まるっきりうちと同じコンポストを利用した施設があるということで、そちらの方を見学に参加しました。そのときの印象といたしましては、これならば、におい出ないと。葛城市としては、その施設よりも、まだ脱臭装置を三重にも四重にもいろんな手だてをしながら、においをしないようにしますと、緊急時があれば、こういう形でとめさせていただきますという話をしながらのことでもございましたけれども、視察を終え、現在、こういう形で建設の方の上程をしているのが現在のところまでの実情でございます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 当初、これ平成22年から計画的にクリーンセンターの新しいクリーンセンターを建てるに当たって、ごみの減量化を目的に有効な処理の方法ということで、従来、焼却処分をしていた農業残渣を堆肥化してリサイクルをしようと、こういう発想でスタートをしていただいたという経緯でございますね。非常に地元の農家の方も大量に出る残渣についてはお困りやということで、方法として、考え方としては非常に前向きに進んだと、こういうことでもございました。

私、まだ4年間しか議員生活を送っておりませんが、当初からこの計画については、いろいろと農家の方から、そういう思いといいますか、当初の思いというのもお聞かせを願ってました。また、一方では、予算なり一般質問のときにもお尋ねをしたという記憶がございますけれども、非常に堆肥施設ということにつきましては、弊害、周囲に対する問題も生じるであろうと。さらに、堆肥の品質についても農業用として適切に使われる、効果のある堆肥であるのかどうかと、この2点については、再三にわたって確認をさせていただきました。

先ほどの説明にもありましたように、三重県と岐阜県ですか、視察に行っていたいて、いろんな施設を見に行っていたんですけども、非常にその視察内容は、農家の方にもお伺いしたんですけども、誤解が生じたというのものもあるんですけども、非常にシンプ

ルな堆肥施設であって、周辺への影響が非常に問題のあるようなその施設、視察であったということをお伺いしております。なぜ、まず、こういう視察、施設を見に行かれたのかなというのが、私、非常に疑問に思いました。これを見て何を勉強されようとしたのかなというのが、理解できなかった。

結果的に帰られた農家の方に聞きますと、視察に行ったバスの中、帰り、もう堆肥のにおいでもう我慢できないぐらい。窓をあけようにも最近のバス、窓あきませんので非常に悪い印象で堆肥施設を見て帰ったと、こういうお話でございました。その後、さっき説明にありましたように、説明会を開いていただいたと。地元20名の住民の方というお話でございましたけれども、中身を聞きますと20人のうちの18人が役員さんで、残りの2名が一般の住民の方、それもちょっとご高齢の方が来いと言われて行ったみたい、非常に説明会としては体をなしてない、そういう説明会で終わったということもお伺いしております。

そういうふうな、いろんなこの施設に対する、私はこのコンポスト、コンパクトで非常に、先ほど説明あったように2週間で二次発酵までスムーズに行える、臭気等の対策もいろいろと工夫をしていただいて、いい堆肥処理機であるというふうには思うんですけども、そのようなそのご理解の時間がきょうまでに十分あったのかどうかということが非常に心配、疑問に思っております。現に今の段階においても、地元の方の不安が払拭をされておらないと、こういうふうにも聞き及んでおります。その辺のところ、松村部長の説明の中には、その辺のところまでの直近の大字の方々の不安なご意見というのはご報告をされておらないですけども、もう少し踏み込んだ形で地域の状況の説明をお願い申し上げたいと思います。

川村委員長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいま増田委員の方でご心配いただいているわけでございますけれども、確かに三重県、岐阜県への見学というものにつきましては、ちょっと問題があったかなというふうには聞き及んでおります。実際、そこに寄って、やはりネギを栽培されている野菜農家の方が、やはり自分らの出すものによって、村の方にそういうご迷惑をかけるというようなことを懸念されたのか、だいぶと野菜農家、個人的にちょこちょこうちの方にも出向いてこられたことが、経緯がございます。その中において、やはりもう一遍、再度同じ型ものを見てくださいという形で行かせていただいたのが先ほどの内容でございます、その方につきましても、においとしてはコンポストのものとしてはにおいはしませんというご理解は得られた感じで、感じております。しかしながら、できるものが食べ物でもなく堆肥でございます。やはり堆肥としての一定のにおいというのは残ってくるように思います。それはよくホームセンター等で、堆肥売り場であったり肥料売り場であると、通りがかるだけで多少においがするという程度のものかなというふうに考えておる次第でございます。

そういうこともございますけれども、先ほど言いましたように8月の東京見学終わった後で、8月28日に村の役員会、役員全てが見学に行っておられませんので村の評議員さん、土地改良区の役員さん、野菜研究会の役員さん、それと、元区長さんを含めて20人程度で会議をするということで、何の会議ですかといいますと視察の報告会という形で、こういう形においもせずというふうなことで、そういう説明をさせてもらおうと。説明不足にな

ったらあかんので市役所の方からも来てくださいよという形で、うちの方からも出向いた形の報告会でございました。

そのときに再度、いろんな図面等もお出ししながら説明をしました中で、やはり元区長さんの中には、この堆肥施設にはある程度のご理解をいただきながらではございますけれども、長い間、笛堂には新庄クリーンセンターという施設がございました。50年前にできた経緯などもやはり力説され、笛堂にはこういう施設はもう必要ないねんというようなお話をされた方もございました。その中で、村の見学に行った役員さん含め、ほかの現在の役員さんは、それを村の要望として7年がかりで、こういう形で市の方に要求してやっと施設ができるというような説得をなかなかできなかったということが、現在、増田委員の方からご質問いただいているような状況に至った経緯ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 さきに説明をいただいた大字からの説明ございました、その条件提示をされた。それに対するご回答もまだ、いまだに相手側といいますか、大字の方にもお返しをされてない。それから、8月28日に実施をされた役員会、視察反省会といいますか、その中でもOBといいますか、過去いろいろとご尽力をいただいた区長さんの方からも、現状、まだまだ地元に対するご理解のいただける段階ではないと、こういうふうなご意見もあったと。こういう状況の中で、本日、この契約議案が出ておると。私、そういう地元の声を聞いた者として、この契約、非常にこの議案に賛同するという事は明日からでも、もう着手するという事になるかと思えます。ただ、今その段階であるのかどうかということに関しては、私は時期尚早ではないかと、やるべきことが若干まだ残っているのではないかとというふうに思って質問を終わらせていただきます。

川村委員長 答弁はされますか。松村市民生活部長。

松村市民生活部長 松村でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの最終出ました要望書という形でございますけれども、7月28日に出された要望書の内容であると思えます。要点は3ポイントございました。今、においを払拭できていないというのが1つのことでありまして、あとは、操業を停止するような協定書等を交わしたいというような内容のものでございます。先ほどには、もう一つ言いましたけれども協力金の要望というのがその中であつたわけでございます。この中におきましては、区長なり副区長、役員、会計の方とのお話の中では、この8月の視察によって、においのことは払拭できましたね。続いて、協定書を交わすときには、必ず操業を停止した段階で手だてを行いますという形でございます。あと、操業開始までにはこの協力金について、どういう形になるかわかりませんが、再度ご協議の方をお願いしたいという形で、おおむね建設につきましてはご理解いただいたものと、こちらの方は理解しておるわけでございます。

地元の声を聞かれたという形でございますけれども、ちょっと感じますのは、やっぱり地元役員さんの中でと地元住民さんのところが、なかなかきっちりと思疎通とれてない。笛堂区自身が一枚岩でないというような印象を今現在は受けておるのが実情でございます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員はご意見、もうよろしいですか。

増田委員 はい。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 増田委員の質問を受けて、ちょっと関連というより質問を受けてですが、まずはこれの施設そのものは新クリーンセンターも含め、これ地域循環型の社会を形成するというところで、これ補助金が出てますね。新クリーンセンターの建設に対しても出てるし、広陵町の施設にも、これ提携することになることによって出てますね。それで、この施設もそういう補助金が出ますね、これね。それで、それを踏まえて、この前の本会議で朝岡議員が質問された。必ず年度中に完成させるんですねと言うたら、平成30年3月ごろに完成しますと答えた。それを言われてて、それで新聞にもこれもう出てますな、読売新聞にもそういうことで。それはそういうことでずっと進んできたんですわ。それは僕もその進んできたあり方、笛堂とのあり方、ごみを受けるに際してのお金もやっぱりいろいろあります。そのあり方はわかるんですけども、今、要望書とおっしゃったところと、それがその要望書をちゃんと行政側が大字にきちっと約束をして、それで、その要望書に従うと、まだ交渉にも入ってないと思いますけども、そうでないとその要望書を持ってきたときに、この施設そのものの、かかるのを中止してほしいというふうなことを言われたと聞いてるんですが、それはそういうことなのか、その要望書のことをちゃんと回答し、解決する以前に着工ができるのか、できないのか。理事者、どう思っているのか。この期限が切られてるわけですから、そのことによって、その話し合いがつかなかったときには、このことをどう処理しようとしているのか。今、その話し合いを7月か8月に来たやつを今まで何回かその解決に動いたんかというふうなことも含めて、今、3つ、4つ言うてしもたかわからないけれども、そこも含めてちょっと答弁いただけますか。

川村委員長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまのご質問でございます。地域循環型の補助金という形で當麻の新しいクリーンセンターの解体から入りまして、新クリーンセンターの建設、それと、今の新庄クリーンセンターの今やっております解体、それに含めまして新しい堆肥化施設の実施設計なり今度の工事という形での補助金という形にはなっております。

工期につきましては今、契約議決をいただきながら11月末まで、今の解体の方がかかります。そこまでの間に確認申請の手續等、期間がかかりますので、それから確認申請、済みまして、解体工事が終わった後、着手しようという、実際には現場にはかかっていこうというふうなものでございました。

そんだけの期間がある中で、委員ご質問のように、やはり契約案件で議決したものなのに、まだ、これから大字との要望を交わすのかという内容は、先ほど申し上げましたように残っておるのは大字への協力費のことであろうというふうに思います。この中につきましては、実際に平成23年当時から村の要望という形で進んでおるものの中で、実際にその堆肥化施設というのは笛堂だけの施設ではございません。葛城市の全体の中の剪定枝、野菜残渣を利用

した堆肥化施設でごみの減量を目指すものでございますけれども、一番の基本としては、やはり笛堂の野菜残渣をどういうふう処理していくのかというのがやはり基本でございます。その中で、大字の要望という形で進んできたことはやっぱり曲げられないものである。ほんこないだまで大字の要望であったというふうに考えておりますので、建設ができないという感じの考えは、特にはございませんでした。

以上でございます。

川村委員長 その4つ目となる問題ですかね、期限が切られてるけど、どうしようとしてるかということの答えは、今、入ってますか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 今、部長おっしゃったのは、要望の中の解決してないのは、要はその施設をつくるための迷惑料みたいなお金の話を言われたかどうか知らないけれども、その部分だけがついてないと、要望の中で。けれども、今、聞いたらその理事者の方、市長の方へ来られたのか、来られなかったのか、そこを、来られたのなら来られた。来られたときにはこの要望書だけだったのか。いや、要望書のこれを満足したら、もうかかってもらって結構やというのか。いや、これはもうちょっとこの剪定のこの堆肥化施設そのものをもうやめてくれと言いに来られたのか。そうすると、そのことについて、何で今までそういうふうなことがあったのに、そのことについて村と話し合いに既に、それではいけないということで入っているのか。そのことを先ほど、部長言うたけれども、笛堂の方が一枚岩でないと。そして、いや、施設を建てることに理解してもらっている人と、理解してもらっていない人がいると。一枚岩ではないとって、行政側がそんな形で見といていいのかどうか。部長で判断できないのを、副市長でもどうしようとしているのか。いや、もう前々から決まっているから、これは。もう要望やから、もうはっきりとこのときの平成30年3月31日までにこれをかからなかったら、先ほど言っている解体費用3億円余りかかったのか、2億円余りかかったのか知らないけれど、これ3億円余りかかり、その3分の1は補助金で出るわけでしょう。その2つ合わせたら2億円近くの補助金でしょう。それをどういうふうに、はっきり言うて解体はもうかかっているけども、建設にかかるときには地元同意はちゃんともらっていると、ちゃんと地元の同意は得られていると、それからかかるというか、いや、もう3月31日決まっているから、かかりながらも地元の同意をもらおうとしているのか。もう地元同意を得なかったら、これ諦めるのか。ここらはどう考えているのかという、これ一連の話やからね。これがほかの、今、言うたように、新しいクリーンセンターでもこれ循環型の補助金入っている。そしたら、その部分までこれが一連で解決しなかったら、そっちまで響いてくるのか、そんなことも考えているのかどうか。そこを、理事者の覚悟いうのをちゃんと聞かせといていただけますか。

川村委員長 答弁は。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいま西川弥三郎委員から、非常に重要なこと、整理をしてご質問をいただいたと認識しております。まずは、事実として申し上げたいのは平成22年から始まりまして、地元の

要望ということで、これは市役所の方で受けとめ、実際に要望書の形でも、たしか3回だったと思いますが、書面でいただき、その中で市の方も、これも質問の中でお述べいただいたように、新クリーンセンターの建設も含めて市全体の廃棄物の処理計画の中で、この施設についても位置づけて進めてまいったものでございます。

その中で、総合評価方式の一般競争入札で請負業者も決まって仮契約も行い、そして、今回の議会において契約議案を提出する運びになったところで、実はその直前の段階で、その地元の区長の方からいろいろなお話で、先ほど増田委員の方からも、ご質問の中でもお触れいただいたようないろいろなご意見を賜ったことではございますが、正式に、本当はその地元がどういったものが本当の総意であるかということについても、逆に言いますと、いろいろな方がいろいろなことを今おっしゃっている状況でございまして、その中で、こちらにつきましても現在進行形で取り巻く状況がいろいろ変わってきている中で、まさに現時点ではそういう状況の中で、我々、これは地元の要望も踏まえて市全体の廃棄物の処理計画を考えて、ここまで進めてまいった市側の今のスタンスがどうだというふうなご質問に対してお答えするとするならば、今までの経緯を踏まえて予算もお認めいただいて、ここまで着実に手続を進めてまいったものでございますので、それについて今回、議案を提出しているところでございまして、これをご議決いただければ、引き続き、これは地元のご意見なり関係性を全く無視はできませんので、当然、工事のご説明等はいたしますが、その上で今、現時点で明確に明らかになっておりますのは要望書を過去3回いただいて、それを踏まえて今回の計画となったと。

また、一番直近の要望につきましても、これもご説明しましたように協力費、あるいはにおい、あるいはその操業停止の場合の条件等についてご相談をしたいということは、その裏を返しますと施設の建設についてはその当時は認めた上で、それに対するいろいろな条件についての相談を市としたいということであったと思いますので、そういった状況を踏まえて今、進んでいるものでございまして、市側の覚悟というふうなご質問に対しては、今までどおり着実に進めてまいりたいと、現時点ではそういったご説明になろうかと思えます。

なお、これも西川委員ご質問いただきましたように、新設だけではなくて、これに先立つ、同じ敷地に現在建っております、既に解体工事にかかっておりますけども、この解体の費用につきましても、あわせて国庫補助金の充当をいただいておりますので、そういったことも含めまして、この計画がここで終わるとか、計画変更になるということになれば、市の財政運営全体に対しても非常に影響のあることにもなりますので、そういった意味も含めまして、現在は、今この議案をお出ししているということも踏まえて、市のスタンスとしてはこのまま粛々と進めてまいりたいというふうに考えているといったご説明になります。

以上でございます。

川村委員長 西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 なるほど、これはクリーンセンターを建設するに当たり、このことを進めてきたのは、誰やというふうなことを言われたけど、ちゃんと進めてきましたよ、これは。それで、急に何でこんな要望書や何が出てきたのかをどういう形で出てきたのか。僕は議会の方にお

っても、そのこと情報不足で、なかなか何でこんな話がまた出てきたんか。それやから、心配して、僕は進めるのは進めないといけないけれども、そのときに、そういうふうな要望書なり、反対やというふうなものが出てきたときに、いつ出てきたのかも僕ら報告受けてませんし、そやけれども、地元が連れていって、要望、いろいろ見せたけれども、最終的に了解してもらったのかどうか。その了解を取りつけて、かかるんやというふうに覚悟という言い方、悪いかしらないけども、そういう要望なり、そういう反対をしている人らをちゃんとその不安を取り除いて、その結果かかっていくということを、そういうふうに通っているのですねと。そういうことでよろしいですね。そやから、わしら、これをやってもらわんと、初めからやってもらわないといけない施設やと思っておりますよ。そやから、そういうふうな物が急に出てきて、そういうふうな地元が2つに割れてるとか、そんな話じゃなしに、きちっとそういう方に不安を取り除いた上で、ちゃんと着工してくださいな。それで、3月31日に間に合わせてください。

川村委員長 ご答弁は。言いつ放しですけど、されますか。

阿古市長。

阿古市長 この堆肥化施設につきましては、平成23年度、2月18日、大字要望の中で、その当時の副市長と堆肥化施設を口頭で約束されて、お受けになった内容でございます。また、笛堂野菜研究会からは平成23年12月に堆肥化施設等の要望を出していただいておりますという手続の中で進んできたものでございます。委員ご指摘のとおり、これは葛城市のクリーンセンターを建設するに当たっての新庄クリーンセンターの跡地利用に鑑みた全体事業としての1つでございます。全て補助対象事業でございます。クリーンセンターの解体に及びましても当然、その補助金というものは、もう計上されておるといふ次第でございます。

その中で、平成28年1月29日、大字からの要望書が上がってきております。その中には、新庄クリーンセンター廃止後の跡地利用についてということで、いろんな要望が上がっておりますが、甘田川の水門改修工事のお願いですとか、笛堂・柿本共同墓地東側の道路舗装改修整備、笛堂地区の道路の補修工事のお願い、側溝と橋の改修工事のお願いということで、大字区長名から平成28年1月29日にいただいております。

私、市長に就任したのが11月なんですけども、それ以降にこの事業を一旦、保留にさせていただきました。というのが、その経緯を確認しないといけないという思いの中がありましたし、もう一つは、その堆肥化施設にするということは、それなりの費用が要りますので、果たして焼却とする方法があるのかないのかということも原課に伺いました。

ただ、委員ご指摘のとおり、これは補助事業でございます。事業としてもう計画は組み上がっております。なおかつ、大字笛堂からの要望であるということをお考えして、予算計上をさせていただいた次第でございます。それも、予算計上する前には、原課の方に一度確認をしております。本当に地元、大丈夫なんですと確認したら、大丈夫ですというご返事を部長の方からいただいたものですから、そちらに踏み込ませていただきまして、8月16日に、工事の入札等の仮契約が済まされたという事象でございます。

それ以降に、いろんな話がございましたように思います。平成29年7月28日に大字区長さ

んと役員さんがおいでになりまして、初めて協力金という名前のものが要望として出ておりますが、私が予算計上させていただいた、もしくは過去の経緯を確認したところ、そういうような要望はございませんでした。

初めて、7月28日にその要望が急遽上がってきたわけでございます。そのことにつきましては、原課にいろいろと確認をしていたというところでございます。それと、やはりその要望の中で、大字説明会開きましたけども、全員の方が来られてないということなんでしょうけども、大字区民の方が一部反対をされているんやという意見も、その時点ではお聞きしました。ただ、手続といたしまして、大字からの要望の中で始まり、なおかつ、その時期、その時期に大字要望という形で確認をさせていただいてます事業でございますから、当然、行政としては執行すべき事業やという認識でございます。

ただ、それ以降に堆肥化施設等のおいの問題等があるということもお聞きしてましたので、今回、建設する予定である計画に沿った、かなり高度な消臭というか、おいの管理ができる棟になっておりますので、従前、案内させていただいた施設が、そうではないところに連れていったみたいですので、埼玉県の方ですか、関東にしかなかったものですから、関東の方に改めて役員の皆さん方に紹介をし、見学をいただいたという次第でございます。その見学の結果といたしまして、全体の意見としては、おいがしなかったなという意見を持って、再度、村の中でお話になられたようにお聞きしております。その中で、8月28日、もう実は仮契約、もう入札、終わってる時期なんですけども、その大字の中でまとまらなかったというご意見でございます。

ただ、じゃあ、行政として、その歩み方として、手続としておかしいのかといえ、私はそれなりの行政として対応をさせていただいたという認識でおります。過去においても、そうであったように認識をしております。ただ、今回上がってきました案件につきましては、もう予算執行する中で、契約のところに来て、急遽そんな話をおっしゃいました。私、残念ながら出張しておりまして、そのときにアポイントなしに来られたみたいなんです。おっしゃってみたいなんですけども、それは行政手続上、なかなか受け入れにくい話だなという認識をしております。当然、行政として予算計上をし、現地の確認をしながら進めてきた事業でございますので、議案提出をさせていただきました以上、私はこの事業は完結すべき事業やという認識でおります。

以上でございます。

川村委員長 じゃあ、ほかに、先に質疑あれば。質疑。

白石委員。

白石委員 議第63号の工事請負契約の締結についてお伺いをしてまいりたいと思います。本議案については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会に議決を求めているものであります。当然、議決事項については契約の金額であり、相手方であり、こういうところが本委員会において審査され、決めなければならない責務、役割があります。事業の中身、よしあし、このようなことを本来は、やはり付託案件として議論をそちらに及ぶ、及ぶことはあり得るけれども、ここに至って、できる、できない、やる、やらないというようなことには、

基本的にはあってはならないことなんです。既に予算が認められ、地元合意が得られているということでもあります。るる部長の方から経過を説明いただきました。議会としても、特別委員会を設置をし、それこそ新クリーンセンターの建設を初め、地域循環型社会形成推進事業として、その事業に資する、この笛堂の焼却炉の跡地についても、リサイクル社会とか、循環型社会を形成するための施設ということで、特別委員会でも議会でも議論をし、地元要望をあわせて議論をされて、剪定枝等の堆肥化施設の建設を進めてきたというのが、私の認識であります。これは議会も行政も、ともにやっぱり進めてきた状況です。

しかし、ここに至って、私は予算のこの計上のときに若干お伺いをしました。地元合意は、予算の計上する段階ですよ、地元の合意は大丈夫なんですか。いろいろ意見が出ていますか、いますよ。やっぱりそこをきちっと対応してもらわなきゃいけませんよということでお話をしました。そして、その後、原課を初め、いろいろ働いていただいたというふうに思うわけですけれども、もう議案の審議以前の議論がここでされてきているわけで、これ後戻りするんですか。

この間、ずっと議会、ほんまに特別委員会もつくって、単に建設だけじゃないんです。堆肥化施設も含めて議論をして、やっぱりやってきて合意形成をしてきてるわけですね。確かに、私も今でも地元笛堂では、いろんな意見があることは承知しています。しかし、議会としても行政としても、この間、この事業について、それこそ新市の建設事業という形で総力を結集して、やっぱりやってきた。そして、新クリーンセンターが供用開始したと、こういう状況なんですね。これは市長がお答えになりましたけれども、地元合意がどうなっているかということを確認をされ、その上で、ここに至っているということはお聞きしました。

じゃあ、具体的にこの8月28日になって、どのような地元の要望というか、ご意見があったのか。もう既に仮契約が終わっている段階で、これはどういうことなのか。ちょっと理解しがたいものなので、その内容をお聞きしたいし、確かにいろんな条件というか、協力金が出てきましたね。私どもは、少なくともこの事業については、確かに堆肥化施設ということになれば、においが出るかもわからないという、そういうのはあります。しかし、それは、そら焼却施設とかそういうことではなくて、本当に近代的な装置含めて、市民と生活と共生できる、そういう施設だと私は認識をしていたわけです。いろんなその視察先の選択では錯誤があったみたいですが、こういう点では何らそのことが、そのままこの堆肥化施設になるわけではありません。そういう意味で、協力金、これは、ここが協力金ということで強調しておきたいと思えますけれども、ここで議論すべきものでもありませんので、この議案についての処理をきちっとしてから話として、こういうものが適切なのかどうかという議論をされたらいいと思うんですけれども、どのような要望書が、意見が上がってきたのか。誰から上がったのか。そこ、言えるんやったら教えていただきたいと思えます。

川村委員長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 松村でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございますけれども、市長の方からも説明でございました。僕も説明しましたが、28日の役員会の中で、そういうふうなことが出てきました。とい

うことで実際には、この施設の説明以前のものでございました。やはり先ほどもちょっと言いましたように、新庄クリーンセンターの建設当時からクリーンセンターを持ってこられたときの事情を長々と説明がございました。その中で、もう笛堂には、このような施設は二度と要らんねと。やっと今、取り壊しをしている中で、次につくる施設が、また何十年存在する、このことが私は要らんねというような意見でございました。

その中で、いや、元区長ということでもございました。現在の役員さんの中で、いや、そこが違いますやんかと、7年前ぐらいからこういう形で大字の要望として、これを市の方に要望してるということですということの説得ができずに、押し切られた形で現在に至っておるということでもございまして、29日の日に、先ほど市長は、出張中ということでも29日のことでもございました。出張でございましたので、副市長の方に、急にアポもとらずで済みませんという形で村の役員さん、おいでいただいて、実はきのう、こういうことが起きましたと。現状について説明されたというような内容が、副市長に会っていただいたのは最後でございまして。

それから後、9月に入りましてからは数回、私と環境課の方をあわせまして、二度、三度、区長さん初め、副区長さんにどういうふうにお話を進めていくかということでも、再度役員会しましょうか、いや、もう反対に全戸集会なり、説明会するのであればということでも、以前からも何回も説明会に行きますよと言うてますけども、いや、村の方で話すわということでも、進めていただいていたので安心しておって、こういう形になったわけでもございましてけれども、再度、回覧板という形ですか、村の役員さんが担当を分けて、1戸1戸、どういう形でさせてもうたらということでも歩きますというところぐらいまでは話を一旦は詰めておるわけでもございましてけれども、ちょっとなかなか日程調整ができないのか、いまだ、そこまでは至ってないというのが現状でもございまして。9月7日の日ぐらいに最後、それぐらいにちょうど最後、村の役員さんが私どもに会いに来られてお話ししたのは、そういう現状でもございまして。

先ほど市長が言いました7月28日の要望につきましては、ここにもその要望書の写しもございましてけれども、最後の協力金の話につきましては、笛堂区の総意といたしまして、稼働時期より毎年300万円の協力金として要望するものということですというのが区長の要望書の内容でもございました。何とぞ、市と笛堂区の合意をもちまして、堆肥化施設の建設が成功裏に進捗いたしますことをご祈願いたすものでございましてということでも結んでおるのが平成29年7月28日の要望でもございまして。

以上でございまして。

川村委員長 それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時42分

再 開 午後3時47分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者の方から答弁があるそうですので、よろしく願いいたします。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございまして。

今後の事業の進捗につきましてのお問い合わせがございましたので、改めてご説明を申し上げます。理事者側として、これまでそれぞれの条件を踏まえ、適正にここまで手続を進めてまいったところではございますが、現時点でも地元ではさまざま意見があるということも、またお聞きをしておりますので、年度内でのその当該工事の完成から逆算をいたしまして、着工までの間に、できるだけ可能な限り、地元の合意の形成をいただいた中で工事が計画どおりに進捗ができるような努力をしまいたいと存じます。

以上でございます。

川村委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 この施設そのものは行政手続上、いろんな手続上、瑕疵があるとは一切思っておりません。ただ、理事者側は、今になってというところはあるかもわからないけれども、こういうふうなことは地元要望をもって進んできたんやから、今さらということがあるのかもわかりませんが、それぞれその近く、大字の方々が心配されてることは真摯に耳を傾けていただいて、そして今、要望書が出た中で、全部聞けることと聞けないこととは、そらあるかもわからないけれども、今、部長が2つにちょっと意見が分かれていますというふうな大字の方々のそういうふうな1つの不仲になるようなことは一切ならんように、また極力、今の合意を逆算して年度末に完成、完工できるような時期に、この地元の合意を得られるように努力をしてほしいということを一言つけ加えさせていただいて、それをそういうふうにしていただけるといことで、そういうふうにご理解をさせていただいて、私はこのことに関しては可決をする、私はですよ、私はこのことについては賛成する。そういうふうなことは、きちんとそういうふうにしていただきたいと思いますし、理事者に要望をしておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 副市長のほうから、市長からもでございますけれども、手続上は進めてきたと、こういうふうにご説明をいただきました。先ほど、さきの白石委員からもお話あったかと思っておりますけれども、私もそうでございますけれども、この予算を成立する際にも、どのような施設にされますかと、地元との合意形成、しっかりやってくださいねと、これは先ほども申し上げましたけれども、再三にわたってお願いをしましました。

先ほどからずっと説明いただきました中にも、手順を踏んでいろいろとご努力をいただいたということは十分ご理解もさせていただいています。ところが、この場に及んで、こういう話じゃなしに、きょう、ここまで詰めに至ってないと、私はそういうふうにご認識をしております。

最終的に地元からお見えになったけれども、たまたま公務のため、市長もおられなかったということで、そういう代表者の方との最終的な意見をお伺いする機会も今日までできなかった。

これは非常に、私はそのタイミングがなかったというのが非常に残念でございますし、そういう場面で、ある一定の相互のご理解が得られたんではないかなというふうに思うんです。

けど。そこまで至ってなかったという案件をきょう、ここで、さきにもお話ありました仮契約を結んだんだよと。これ仮契約を結んだんは事務手続上、進められた行為であって、私も議会が仮契約に向けての審議もしておりませんので、それは事務的に手順として進められた仮契約、入札でございますので。それをもって、もうここまで来てんのやから議会、何とか判断しろということに関しては、非常に手順不足と言うしか、私としては判断できないということでございます。

川村委員長 そしたら、答弁はもうよろしいですか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ご説明繰り返しになるかもしれませんが、正確に申し上げますと、現時点までさまざまな手順を踏んでこの予算、あるいはこの契約の議案まで事務を進めてまいりました。その中で、これ繰り返しになるかもしれませんが、現時点で、この計画を、あるいはこの議案を出さないという明確な事実関係については確認はできておりません。地元の状況が今にして、いろいろなご意見が出てきている、まだそういった状況でございますので、この段階でこの状態をもって議案の提出を理事者側の方で取りやめるという判断をするに至る材料はないということから、当初の計画どおりに進めてまいりたいと思います、というご説明をさせていただきました。

その上で今、いろいろなご意見があるということもあわせて、理事者側では、その情報も察知もしておりますので、そこは先ほど申し上げましたように可能な限り、合意形成に向けていろんなご説明をするというふうな努力をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 本件、剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事の建設工事請負契約書の締結について、私は賛成をしておきたい、このように思います。新市の建設計画に30億円の金額を計上して、今日まで互川市政4年、そして、山下市政8年、そして今、阿古市政が1年になろうとしている、そういう状況の中で、この13年間、まさにこの新クリーンセンターを建設すること、そして最終的には、笛堂のセンターの跡地に本剪定枝等堆肥化施設を設置するという事は、この間、本当に議会を初め、委員会、そして行政とも、本当に大きなこの重たい問題として受けとめて、いろんな批判も浴びながらも、やはり進めてきたことであります。建設問題については訴訟もありました。しかし、やはり市民生活においてなくてはならない焼却施設も、100%の合意を得られなかったけれども、やはり建設をしなければならなかった。そしてまた、この施設についても、笛堂区民の皆さん、市民の皆さん、これ100%の合意形成という

のは、やはり困難というふうには思います。しかし、私はやはり区民の皆さんの合意形成のために、やっぱり最後まで努力をいただいて、本当につくってよかったと言えるような施設にしていきたいし、また区民から出されてくる要望、意見については、やっぱり真摯に受けとめて対応していただきたいということを述べて賛成討論としておきます。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

増田委員。

増田委員 反対の立場で討論をさせていただきます。

今、白石委員からお話ございましたように、大きな事業を進めるに当たっては、やはり地元の意見全てとはまいませんけれども、一定の立場の方との協議を重ねた結果、合意形成を図っていただく、一定の理解を求めると、こういうことをやっていただくというのが、私は市長を筆頭として理事者の皆さん方の、これは責務であろうというふうに思います。

設置の趣旨につきましては、非常に循環型社会の1つの事業として立派な内容であると。目的も非常にいいものであって、地元の産業の後押しにもなるという理屈上は非常に、総論というんですか、非常にしっかり議論されて、検討されて進められてきたというのは十分に理解をするわけでございますけれども、その具体的な手法等々を今日まで試行錯誤、ああいうふうな方法、こういうふうな方法、いろんな方法を検討されて事務的な手順の手順と並行して、手法についての検討をきょうまで重ねてきていただいたと。その詰めが、まだ、きょうに至ってないと。私はそういうふうに判断をさせていただきました。この時点でのこの建設に関する議決については、反対の立場で討論とさせていただきます。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 いろいろなお意見いただいていますけれども、もともと地元の要望で進められてきた事業ですし、理事者もそのまま粛々と、それに従ってされています。正式に地元からの中止の申し出というのも正式なものではありませんし、迷惑施設でもありません。先ほど理事者からの、地元の合意をいただけるよう最大限努力するというお言葉もいただいていますので、私はそれを信じて賛成という立場でさせていただきます。

川村委員長 ほかにありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 私も今、さまざま、今回のいろんな、きょう、この議案が上がるまでのこと、経緯をいろいろと説明を聞かせていただいて、いろんな討論をする中で、さまざま意見の中で考えさせていただきました。その中で、やはりもう最後、副市長が言っていただきましたけれども、地元の合意形成に向けて最大限努力をしていただくということもお聞きをいたしました。その中で、もうとにかく地元の納得のいく対話を最後の最後までしていただいて、そのことをお願いして賛成討論とさせていただきます。

川村委員長 ほかにありませんか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 もうさっき、賛成の討論のようなことをやりましたけれども、僕としては当初から、このクリーンセンターの建設から、今、一連の中の最後の仕上げの、これ事業でございまして、白石委員からもご指摘いただきましたけれども、僕はそういうことをずっとこれは必要な施設やということで、クリーンセンターもですよ。そういうふうな一環の中で循環型社会の形成をするというもとに、これをやってきたんで、またその当時、地元の要望もやっぱりしっかりと捉えて、こういう形をとってきたというふうに思っておりました。今もそう思ってるんですけども、今、理事者の説明を聞くと、いや、今、こういうふうな話が出てきますというふうなことですから、それはそれで、やっぱりよく考えて、それが出てきたのなら、今、言うてるように地元の方の要望をきちっと聞いて、そら、いろいろ理事者は整理しなくてはいけないところはあるやろうけれども、精いっぱい聞いていただいて努力をさせていただいて、来年の3月31日にきちっとよかったなという形で大字の方々の賛同も得られるということを前提に、それを努力していただくことを前提に、この施設の建設については、僕はずっとかかわってる関係上、この施設に関して反対という立場をとるということはないのです。これはやっぱり完成して初めてその新クリーンセンターから含めた1つの一連の事業というふうに捉えております。ですから、ちょっと気になることを部長、おっしゃったんで、その地元の方がこう二分するような、そういうような話にはならんようにだけ、それも含めて、ちゃんとその要望を聞けるとこは聞いていただいて、そして、地元同意が得れる努力をして最大限していただけるということをして、そういうふうな願いをして、私はこれに関しては賛成をさせていただきたい、こういうふうに思っております。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

山本委員。

山本委員 議第63号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論させていただきます。

私、初めて平成22年度からの経緯を聞かせていただきました。地元の要望があり、すばらしい施設をつくっていただくということで現在に至っておると思うんですけど、ただ、ここ最近に至っては地元を二分にするようなちょっと意見も出ているということで、ここはまず、市長みずから地元に出向いていただきまして、市民第一の公約にふさわしいように、しっかり地域住民の方と話をさせていただいて、市民の方が納得のいくように話をさせていただけることをお願いいたしまして私の賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願いたします。

川村委員長 それでは討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。本件につきまして

は、今回は理事者からの報告事項は特にないということですので、委員の皆様から何か確認事項がございましたらお受けをいたしますが、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。お諮りいたします。

本委員会の所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

皆さん、長時間に及びまして、本当にこれからの葛城市の行く末を考えた議論を、本当に熱い議論を闘わせていただきましたことは、私、委員長といたしましても、決してこれからの葛城市に無駄なことではないというふうに思わせていただきます。本当に本日の委員会はこの時間までかかりましたことをおわびいたしますし、理事者の皆様も本当にいろいろとご心配もなさって、市民の皆様に、やっぱりこれからの葛城市は市民が第一やという、まず、その思いを今回の審議いただきました事項に反映させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時08分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 川 村 優 子